

図 0-1 設置主体

各々の施設を「設置主体」別に見ると図0-1の通りである。最も多い形態は「市区町村」立の施設で全体の59%を占め、続いて、「社会福祉法人」立の施設が34%であった。多くの地方自治体が財政難に陥っている現在、それが、施設運営に何らかの影を落としていることは容易に予測できるところである。

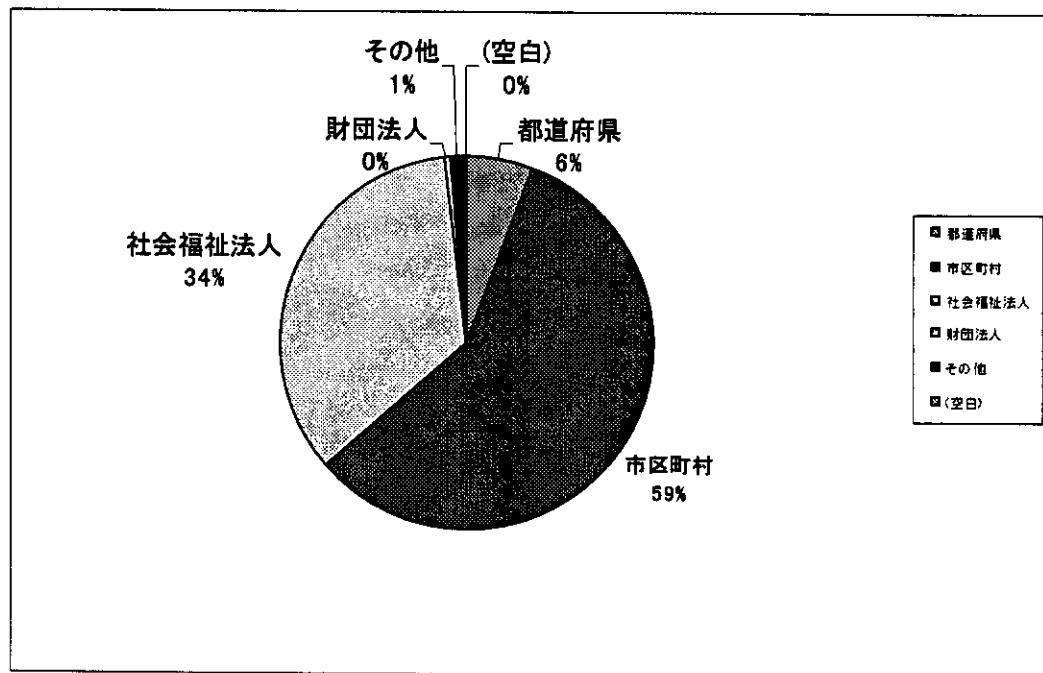


表 0-2 所在地別にみた設置主体

なお、都道県別の設置数を表0-2で見ると、東京都が最も多く28ヶ所を数え、次いで福岡県の12ヶ所、北海道・秋田県・大阪府の11ヶ所がこれに続いている。

所在地	設置主体					
	都道府県	市区町村	社会福祉法人	財団法人	その他	総計
北海道	0	5	6	0	0	11
青森	0	1	0	0	0	1
岩手	0	4	0	0	0	4
宮城	1	4	0	0	0	5
秋田	0	7	4	0	0	11
山形	0	0	1	0	0	1
福島	0	4	1	0	0	5
茨城	3	1	0	0	1	5
栃木	0	0	2	0	0	2
群馬	0	2	0	0	1	3
埼玉	0	4	1	0	0	5
千葉県	0	1	2	0	0	3
東京	1	16	11	0	0	28
神奈川	0	5	4	0	0	9

(施設数上位 5)

位	所在地	施設数
1位	東京	28ヶ所
2位	福岡	12ヶ所
2位	北海道	11ヶ所
4位	秋田	11ヶ所
5位	大阪	11ヶ所

新潟	0	4	1	0	0	5
富山	0	1	0	0	0	1
石川	0	0	0	1	0	1
福井	0	0	1	0	0	1
山梨	0	1	0	0	0	1
長野	0	5	1	0	0	6
岐阜	0	2	2	0	0	4
静岡	0	1	2	0	0	3
愛知	1	2	3	0	0	6
三重	0	2	2	0	0	4
滋賀	0	0	1	0	0	1
京都	1	1	2	0	0	4
大阪	1	6	4	0	0	11
兵庫	0	2	6	0	0	8
奈良	0	1	1	0	0	2
和歌山	2	1	0	0	1	4
鳥取	0	2	1	0	0	3
島根	0	2	1	0	0	3
岡山	0	1	0	0	0	1
広島	0	4	4	0	0	8
山口	0	2	0	0	0	2
徳島	0	3	0	0	0	3
香川	0	1	0	0	0	1
愛媛	1	6	0	0	0	7
高知	0	0	1	0	0	1
福岡	0	8	4	0	0	12
佐賀	0	1	1	0	0	2
長崎	0	3	0	0	0	3
熊本	0	1	1	0	0	2
大分	0	1	1	0	0	2
宮崎	0	1	0	0	0	1
鹿児島	1	2	0	0	0	3
沖縄	0	0	0	0	0	0
総計	12	121	72	1	3	209
所在地	都道府県	市区町村	社会福祉法人	財団法人	その他	

図 0-2 運営主体

各々の施設を「運営主体」別に見たのが図0-2である。最も多い形態は「社会福祉法人」立の施設で全体の55%を占め、続いて「市区町村」立の施設が41%であった。

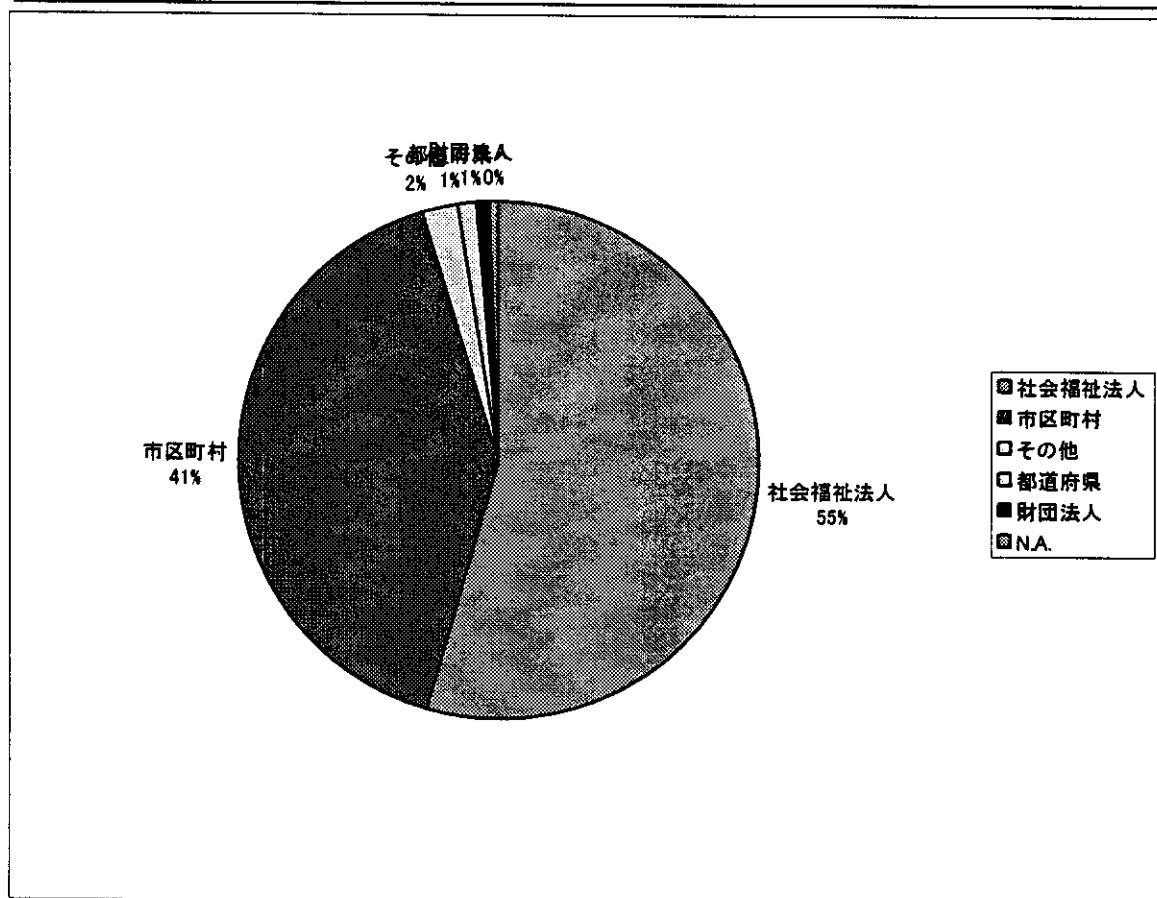


表 0-3 所在地別にみた運営主体

運営主体を「都道府県立」「市区町村立」「社会福祉法人立」「財団法人立」「その他」のタイプに分けて都道府県別に見たのが表0-3である。「都道府県立」の施設は、全国で2ヶ所のみであった。「市区町村立」の施設を多く抱えるのは秋田県、「社会福祉法人立」の施設を多く抱えるのは東京都であった。

所在地	都道府県	市区町村	社会福祉法人	財団法人	その他	N.A.	総計
北海道	0	3	8	0	0	0	11
青森	0	1	0	0	0	0	1
岩手	0	4	0	0	0	0	4
宮城	0	3	2	0	0	0	5
秋田	0	7	4	0	0	0	11
山形	0	0	1	0	0	0	1
福島	0	3	2	0	0	0	5
茨城	1	2	0	0	2	0	5
栃木	0	0	2	0	0	0	2
群馬	0	1	1	0	1	0	3
埼玉	0	2	3	0	0	0	5

運営主体:都道府県

茨城	1力所
愛知	1力所

運営主体:市区町村

1位	秋田	7力所
2位	愛媛	6力所
2位	福岡	6力所
4位	神奈川	5力所
5位	岩手	4力所
5位	新潟	4力所

千葉	0	0	3	0	0	0	3
東京	0	2	26	0	0	0	28
神奈川	0	5	4	0	0	0	9
新潟	0	4	1	0	0	0	5
富山	0	0	1	0	0	0	1
石川	0	0	0	1	0	0	1
福井	0	0	1	0	0	0	1
山梨	0	1	0	0	0	0	1
長野	0	3	3	0	0	0	6
岐阜	0	1	3	0	0	0	4
静岡	0	1	2	0	0	0	3
愛知	1	1	3	1	0	0	6
三重	0	2	2	0	0	0	4
滋賀	0	0	1	0	0	0	1
京都	0	1	3	0	0	0	4
大阪	0	3	8	0	0	0	11
兵庫	0	1	7	0	0	0	8
奈良	0	1	1	0	0	0	2
和歌山	0	2	0	0	2	0	4
鳥取	0	1	2	0	0	0	3
島根	0	2	1	0	0	0	3
岡山	0	1	0	0	0	0	1
広島	0	3	4	0	0	1	8
山口	0	2	0	0	0	0	2
徳島	0	3	0	0	0	0	3
香川	0	1	0	0	0	0	1
愛媛	0	6	1	0	0	0	7
高知	0	0	1	0	0	0	1
福岡	0	6	6	0	0	0	12
佐賀	0	1	1	0	0	0	2
長崎	0	2	1	0	0	0	3
熊本	0	0	2	0	0	0	2
大分	0	1	1	0	0	0	2
宮崎	0	0	1	0	0	0	1
鹿児島	0	2	1	0	0	0	3
沖縄	0	0	0	0	0	0	0
総計	2	85	114	2	5	1	209

運営主体:社会福祉法人

1位 東京	26 力所
2位 北海道	8 力所
3位 大阪	8 力所
4位 兵庫	7 力所
5位 福岡	6 力所

運営主体:財団法人

石川	1 力所
愛知	1 力所

運営主体:その他

茨城	2 力所
和歌山	2 力所

図 0-3 施設認可定員

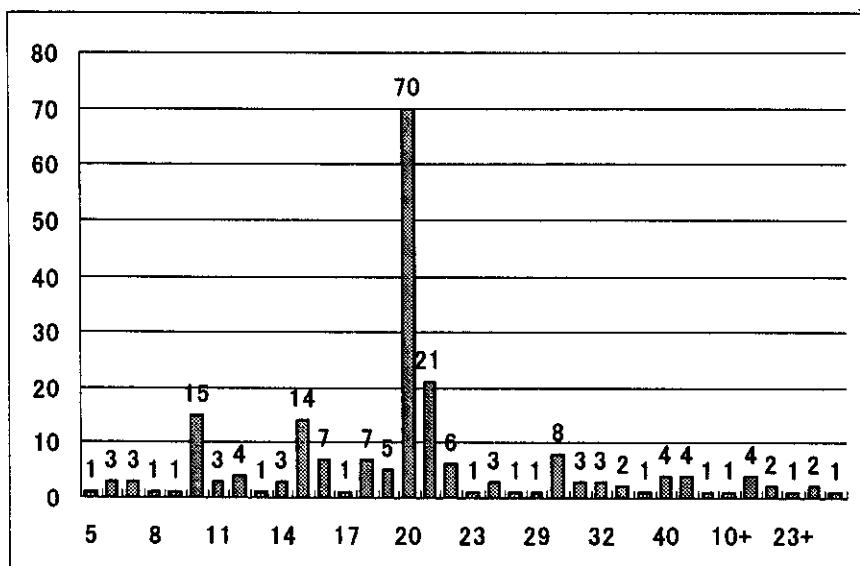


図0-3は「施設認可定員」を示している。定員世帯数が20世帯を中心とし、18～22世帯前後とする施設が109ヶ所を数え、全体の半数を超える。10～15世帯とする施設が40ヶ所あり、認可定員から見ると、この2つタイプの施設群が多い様子がうかがえる。

表 0-4 緊急利用枠と定員の関係

なお、本調査では、緊急利用の定員枠を尋ねた。緊急利用枠を認可定員とは別に持つ施設、すなわち利用者の入所を常時想定している施設は77ヶ所であった。また、認可定員枠のなかで空きがあった場合に緊急利用として活用しているとした施設は56ヶ所であった（表0-4）。

緊急利用枠(定員別枠)	
内訳	ケース数
0	132
1	24
2	11
3	2
5	2
6	1
0+	35
N.A.	2
総計	209

緊急利用(定員含む枠)	
内訳	ケース数
0	153
1	33
2	10
3	1
4	1
0+	11
総計	209

図 0-4 現員世帯

「現員世帯」数（平成14年12月31日の現況）は、図0-4を見ると、0（1施設）～50（2施設）の間に分布していることが分かる。20世帯が最も多く28施設、19世帯が20施設、6世帯及び18世帯が15施設、7世帯及び10世帯が10施設となっている。全国的には、1施設につき10世帯未満、あるいは20世帯程度の母子が母子生活支援施設を利用している様子がうかがえる。「施設認可定員」との関連から見ると、満床になっていない施設が多くある様子が明らかになった。

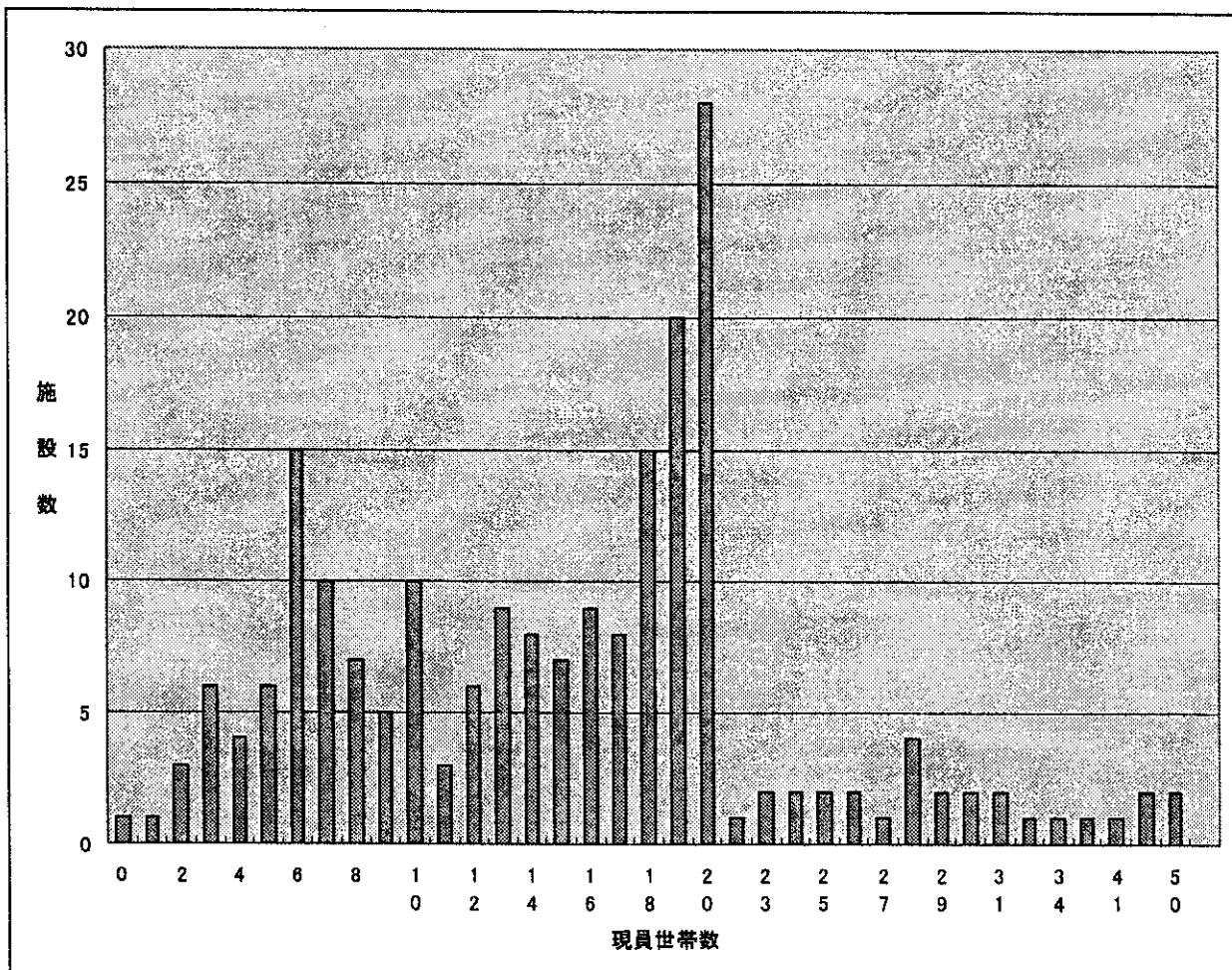
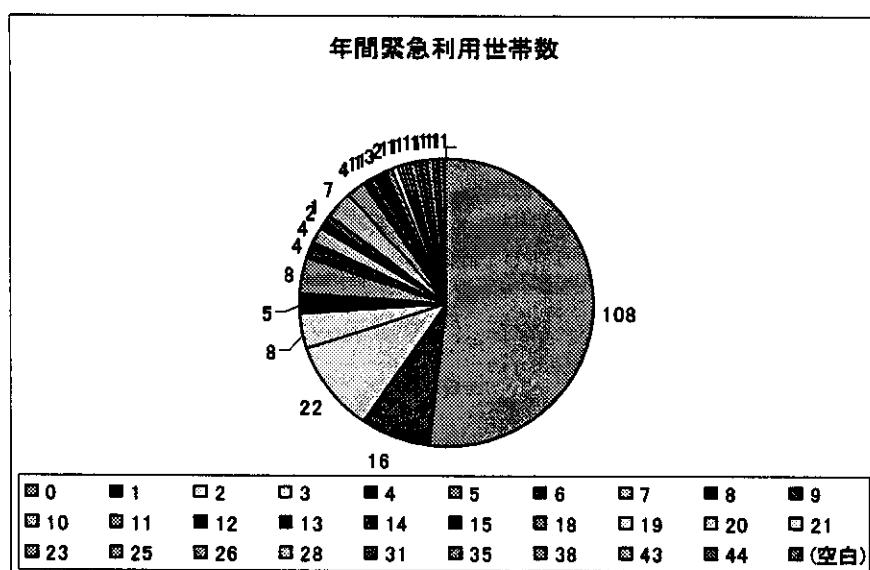


図 O-5 年間緊急利用世帯数

年間緊急利用 世帯数	施設数
0	108
1	16
2	22
3	8
4	5
5	8
6	4
7	4
8	2
9	1
10	7
11	4
12	1
13	1
14	1
15	3
18	2
19	1
20	1
21	1
23	1
25	1
26	1
28	1
31	1
35	1
38	1
43	1
44	1
統計	209



なお、「現員世帯」数のうち、「緊急利用世帯」の利用があった施設は 101 ケ所あった。「緊急利用世帯」の年間利用状況（図O-5）は、総世帯数が 808 であり、これを施設別で見た場合、最低 1～最大 44 に分布する形で活用されていたことが分かる。なお、多くは、1 施設あたり 10 世帯以下に集中する利用状況であり、とりわけ、1 及び 2 世帯とするのが 38 施設（37.6%）であった。その結果、「緊急利用世帯」を積極的に受け入れている施設は、幾つかの施設に特定できることが明らかになった（年間 20 世帯以上の受け入れをした施設は 11 ケ所、総世帯数は 334 世帯）。

1 職員体制

ここでは、各施設における職員の配置状況と、夜間管理の実態について尋ねた。

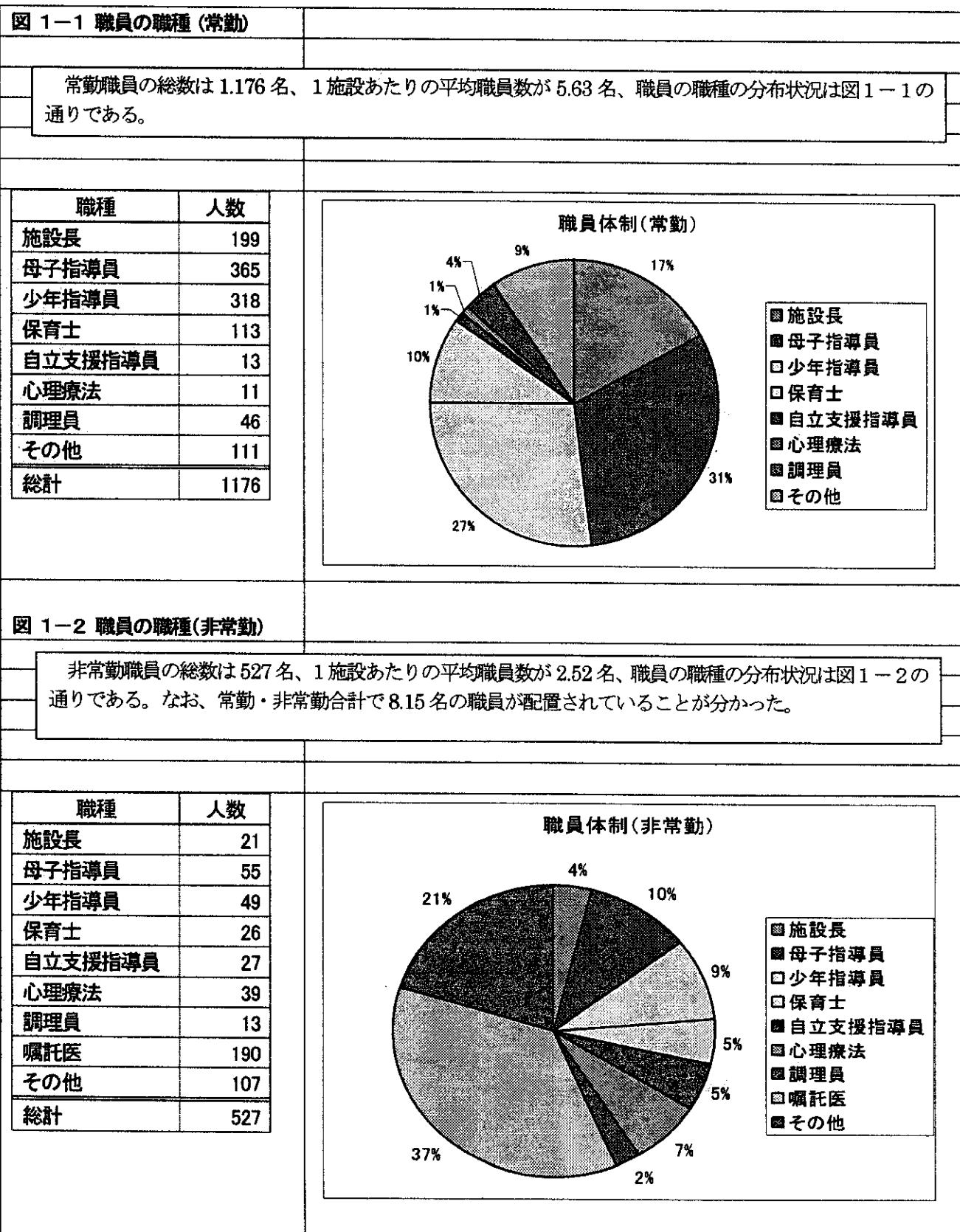


表 1-1 取得資格の種類

職種ごとに、資格の取得状況と取得資格の内容について尋ねた。常勤・非常勤とともに「施設長」「母子指導員」「少年指導員」「保育士」「自立支援指導員」の5職種に確認できた取得資格は、「保育士」が圧倒的に多く、次いで「社会福祉主事」「社会福祉士」となっている。

常勤の場合、5職種合わせて1,008名中388名(38.49%)が「保育士」資格取得者であった。さらに、1,008名中302名(29.96%)が「社会福祉主事」資格取得者であり、1,008名中55名(5.46%)が「社会福祉士」資格取得者であった。なお、この傾向は、非常勤の場合も同様であった(表1-1)。

①施設長(常勤)		①施設長(非常勤)	
資格	人数	資格	人数
保育士	29	保育士	3
福祉主事	60	福祉主事	3
福祉士	11	福祉士	1
その他	20	その他	4
無し	37	無資格	7
NA.	42	NA.	3
総計	199	総計	21
無資格者出現率(NAを除く)		無資格者出現率(NAを除く)	
23.56%		16.66%	
②母子指導員(常勤)		②母子指導員(非常勤)	
資格	人数	資格	人数
保育士	195	保育士	30
福祉主事	56	福祉主事	4
福祉士	21	福祉士	2
その他	31	その他	4
無し	23	無資格	12
NA.	39	NA.	3
総計	365	総計	55
無資格者出現率(NAを除く)		無資格者出現率(NAを除く)	
6.30%		23.07%	
③少年指導員(常勤)		③少年指導員(非常勤)	
資格	人数	資格	人数
保育士	63	保育士	10
福祉主事	85	福祉主事	3
福祉士	22	福祉士	0
その他	50	その他	11
無し	61	無資格	18
NA.	37	NA.	7
総計	318	総計	49
無資格者出現率(NAを除く)		無資格者出現率(NAを除く)	
5.21%		42.86%	

④保育士(常勤)		④保育士(非常勤)	
資格	人数	資格	人数
保育士	98	保育士	23
その他	5	その他	2
無し	0	無資格	1
N.A.	10	N.A.	0
総計	113	総計	26

無資格者出現率(NAを除く)	0.00%
	3.84%

⑤自立支援指導員(常勤)	
資格	人数
保育士	3
福祉主事	2
福祉士	1
その他	2
無し	3
N.A.	2
総計	13

無資格者出現率(NAを除く)	23.00%
	33.33%

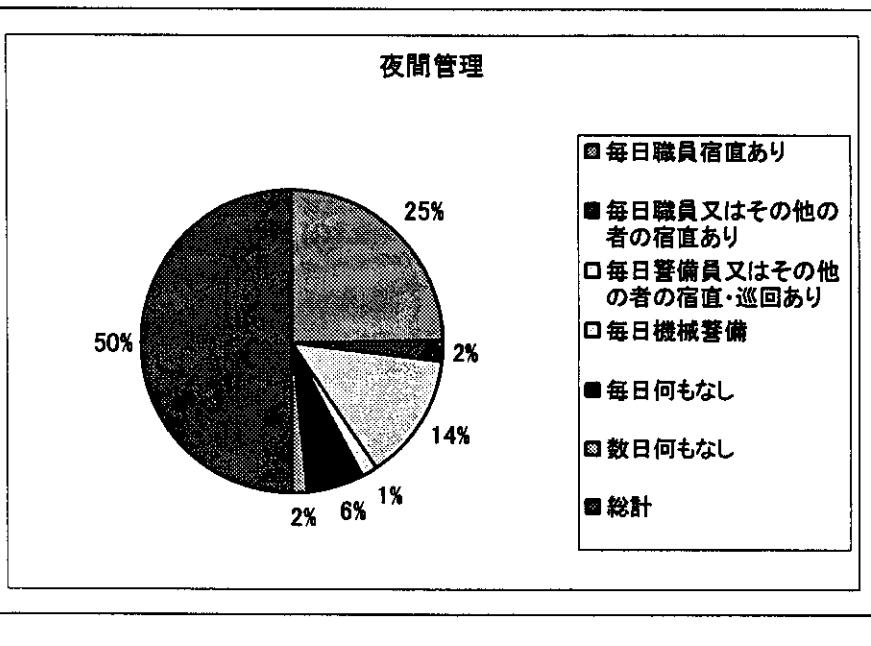
上記5職種における無資格者の割合(NAを含まず)

常勤・非常勤ともに「施設長」「母子指導員」「少年指導員」「保育士」「自立支援指導員」の5職種について無資格者の割合を確認することができた。常勤の場合は、5職種合わせて1.008名中124名(12.30%)が無資格者であった。職種別に見ると、施設長では23.56%、自立支援指導員では23.00%が無資格のまま就労している実態が明らかになった。なお、保育士の無資格者は0%であった。非常勤の場合は、5職種合わせて178名中45名(25.28%)が無資格者であった。職種別に見ると、無資格者が最も多かったのは少年指導員で42.88%、次いで、常勤の場合と同様に自立支援指導員に無資格者が多く33.33%、そして、母子指導員が23.07%、施設長が16.66%であった。

図1-3 夜間管理

夜間管理の実態は6つのカテゴリーに分けて説明できることが分かった(図1-3)。第1のカテゴリーは「7日間全てについて宿直専門職員を含め職員が夜間管理を行っている施設」であり、209施設中103施設が該当した(49.28%)。第2のカテゴリーは「7日間全てについて職員及び他の者が夜間管理を行っている施設」であり、209施設中10施設が該当した(4.78%)。第3のカテゴリーは「7日間全てについて警備員あるいは(施設職員以外の)他の者が夜間管理を行っている施設」であり、209施設中57施設が該当した(27.27%)。なお、57施設中31施設は、「他の者」がシルバーパートナーハウスからの派遣スタッフか利用者自身であるとの回答を得た。第4のカテゴリーは「7日間全てについて職員は不在であるが毎日機械警備を行っている施設」であり、209施設中6施設が該当した(2.87%)。第5のカテゴリーは「7日間全てについて夜間管理が行われていない施設」であり、209施設中26施設が該当した(12.44%)。第6のカテゴリーは「7日間のうち数日が全く職員不在となる施設」であり、209施設中7施設が該当した(3.35%)。

毎日職員宿直あり	103
毎日職員又はその他の者の宿直あり	10
毎日警備員又はその他の者の宿直・巡回あり	57
毎日機械警備	6
毎日何もなし	26
数日何もなし	7
総計	209



2 施設利用者への支援内容

ここでは、各施設における利用者に対して提供している実際の支援内容について、「住居提供支援」「施設内子育て支援（保育）」「就労支援」「広域利用」「緊急利用関連」に区分して尋ねた。

2-1 住居提供支援

図 2-1 1世帯あたりの居室及び設備

「住居提供支援」の実態を把握するため、「居室及び設備」について尋ねた。

1世帯あたりの居室面積は「20~30 m²」が87施設、「30~40 m²」が63施設、「10~20 m²」が24施設であった（図2-1）。

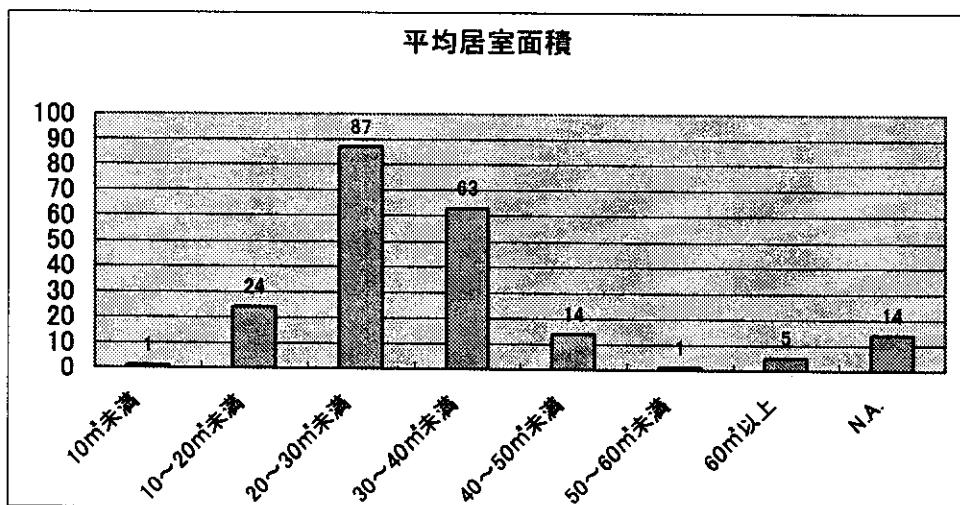


表 2-1 台所、洗濯場

台所

内訳	回答数
共用	5
戸別	195
両方	4
N.A.	5
総計	209

施設設備のうち、台所、洗濯場は多くの施設が戸別に準備している実態が判明した（表2-1）。

洗濯場

内訳	回答数
共用	52
戸別	116
両方	37
N.A.	4
総計	209

表 2-2 電話関係

電話

内訳	ケース数
共用	92
戸別	45
両方	61
N.A.	11
総計	209

電話は、共用設置のみの施設が 92ヶ所 (44.02%) を数えた。戸別に電話を設置しかつ共用電話も設置している 61 施設、合計 153 の施設が行っている電話取り次ぎの開始時間は6時台が 38 施設、7時台が 42 施設、8時台が 21 施設、終了時刻は 20 時台が 10 施設、21 時台が 36 施設、22 時台が 44 施設であった（表2-2）。

電話取り次ぎ開始時刻

内訳	ケース数	回答数
24時間対応	5	
6時～	38	
7時～	42	
8時～	21	
9時～	2	
N.A.	45	153
非該当	56	
総計	209	153

電話取り次ぎ終了時刻

内訳	ケース数	回答数
16 時代	1	
17 時代	1	
18 時代	5	
19 時代	6	
20 時代	10	

21 時代	36	
22 時代	44	
24時間対応	5	
N.A.	45	153
非該当	56	
総計	209	

表 2-3 トイレ

内訳	ケース数
共用	70
戸別	105
両方	30
N.A.	4
総計	209

トイレは、今なお共用のみの施設が 70 ケ所あることが判明した（表 2-3）。共用トイレと合わせて戸別に設置している 30 施設を含めて総計 100 施設のうち、6 個以下のトイレを共用している施設は 43 ケ所に及んでいることが判明した。

表 2-4 風呂場関係

風呂場

内訳	ケース数
共用	117
戸別	68
無し	21
N.A.	3
総計	209

風呂場は、共用のみが 117 施設であり（表 2-4）、浴槽が 1～2 個とするのが 99 施設であった。209 施設全体を見ると、多くの施設でシャワーエquipmentを準備している（174 施設）が、個数を 5 個以下としたのが 105 施設に及んだ。なお、風呂場を持たない施設は 21 ケ所であった。

浴槽

内訳	ケース数	回答数
1 個	52	
2 個	47	
3 個	9	
4 個	4	
N.A.	5	117
非該当	92	
総計	209	

集会室関係

表 2-5 集会室（全体）

内訳	ケース数
あり	198
無し	7
N.A.	4
総計	209

集会室は、209 施設のうち 198 ケ所（94.74%）が設置していた（表 2-5）。そのうち、専用室を持つ施設は 74 ケ所（37%）であった（図 2-2）。面積は、20～30 m²未満が 30 ケ所、30～40 m²未満が 33 ケ所、40～50 m²未満が 30 ケ所、50～60 m²未満が 36 ケ所、60～70 m²未満が 11 ケ所であり、この上位 5 つのカテゴリーに含まれる施設は 140 ケ所で全体の 76.09% であった（図 2-3）。

図 2-3 集会室専用／共用

内訳	ケース数	回答数
専用	74	
共用	76	
N.A.	48	198
非該当	11	
総計	209	198

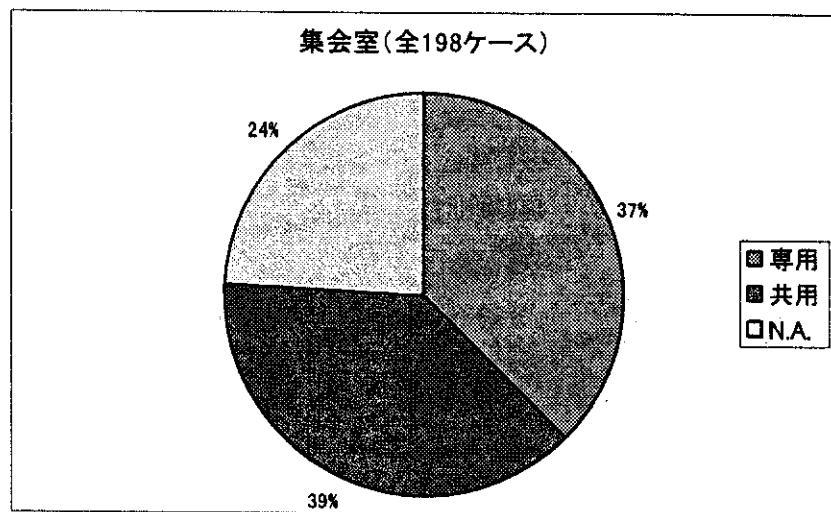
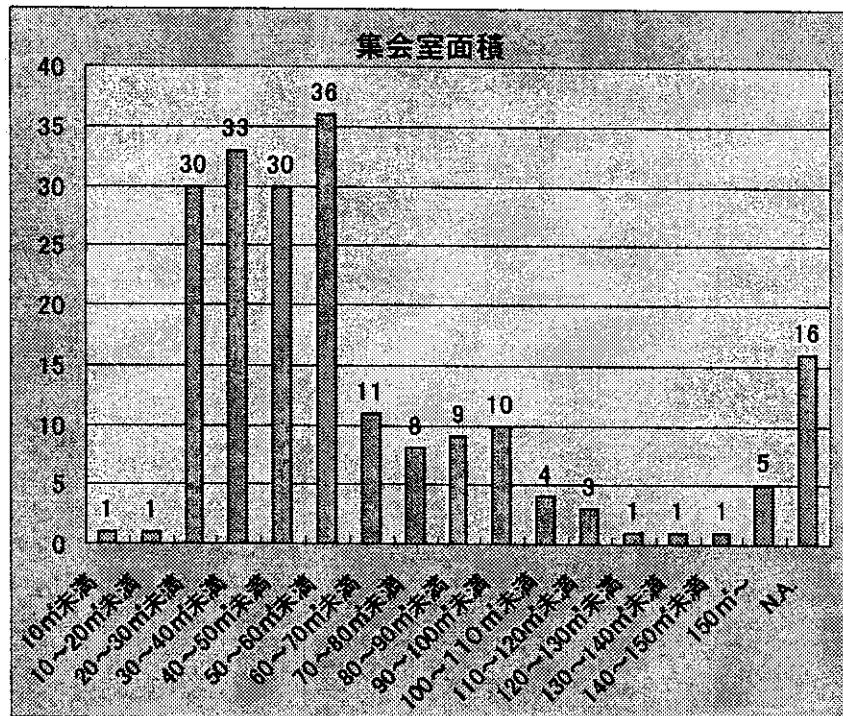


図 2-4 集会室面積



保育室関係

表 2-5 保育室の有無

内訳	ケース数
あり	109
無し	87
N.A.	13
総計	209

保育室は、209施設のうち109ヶ所(52.15%)が設置していた(表2-5)。そのうち、専用室を持つ施設は49ヶ所(45%)であった(表2-6)。

表 2-6 保育室（専用／共用）

内訳	ケース数	回答数
専用	49	
共用	32	
N.A.	28	109
非該当	100	
総計	209	109

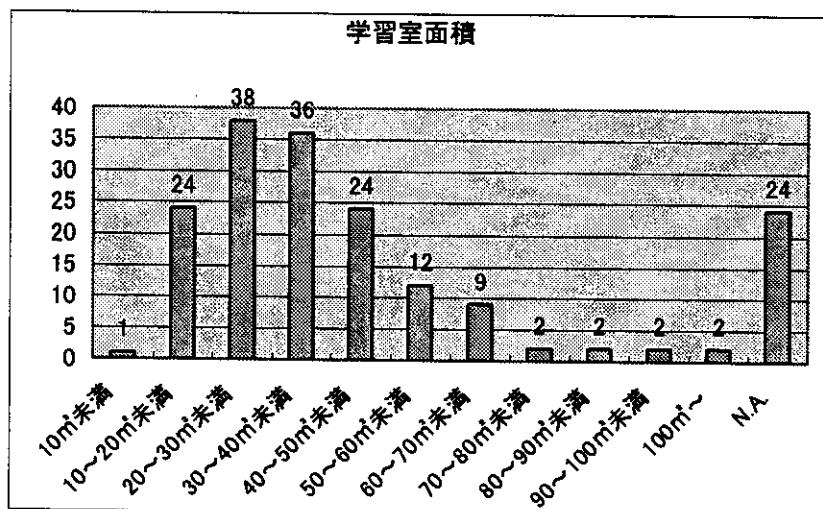
学習室関係

表 2-7 学習室の有無

学習室は、209 施設のうち 176 ヶ所 (84.21%) が設置していた（表 2-7）。そのうち、専用室を持つ施設が 68 ヶ所 (39%) であった。

内訳	ケース数
あり	176
無し	30
N.A.	3
総計	209

図 2-5 学習室面積



面積は、10~20 m²未満が 24 ヶ所、20~30 m²未満が 38 ヶ所、30~40 m²未満が 36 ヶ所、40~50 m²未満が 24 ヶ所であり、この上位 4 つのカテゴリーに含まれる施設は 122 ヶ所で全体の 69.32% であった（図 2-5）。

静養室関係

表 2-8 静養室の有無

内訳	ケース数
あり	157
無し	41
N.A.	11
総計	209

静養室は、209 施設のうち 157 ヶ所 (75.12%) が設置していた（表 2-8）。そのうち、専用室を持つ施設は 56 ヶ所 (36%) であった。

図 2-6 静養室面積

面積は、5～10 m²未満が38ヶ所、10～15 m²未満が44ヶ所、15～20 m²未満が23ヶ所、20～25 m²未満が17ヶ所であり、この上位4つのカテゴリーに含まれる施設は122ヶ所で全体の77.71%であった（図2-6）。

内訳	ケース数	回答数
5 m ² 未満	4	
5～10 m ² 未満	38	
10～15 m ² 未満	44	
15～20 m ² 未満	23	
20～25 m ² 未満	17	
25～30 m ² 未満	4	
30～35 m ² 未満	5	
35～40 m ² 未満	3	
40～45 m ² 未満	1	
50 m ² ～	1	
N.A.	17	157
非該当	52	
総計	209	157

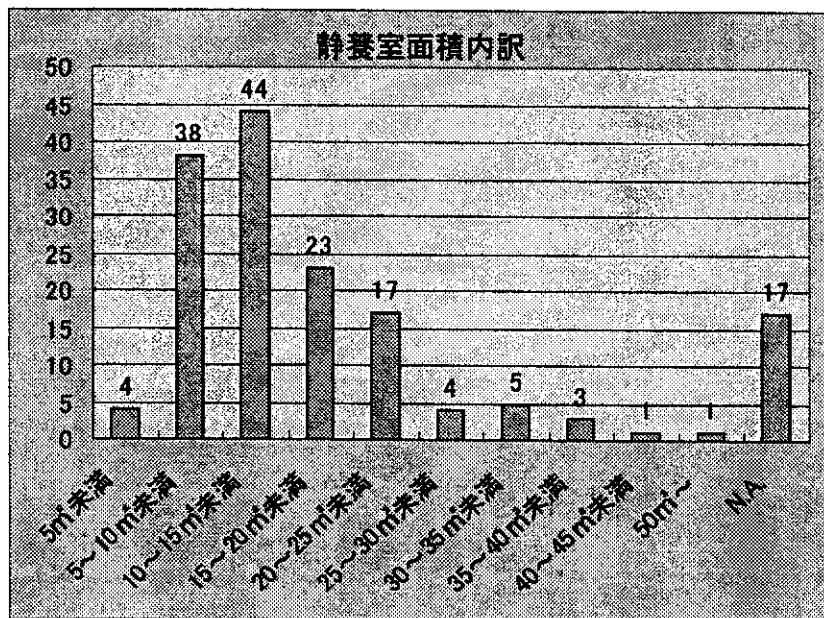


表 2-9 その他の設備備品

生活の利便性等との関係から、エレベーター、内線電話、パソコンの設置状況について尋ねた。エレベーターを設置している施設は14ヶ所(6.70%)、内線電話を設置している施設は135ヶ所(64.59%)、パソコンを設置している施設は61ヶ所(29.19%)であった（表2-9）。

エレベーター

内訳	ケース数
あり	14
無し	185
N.A.	10
総計	209

内線電話

内訳	ケース数
あり	135
無し	66
N.A.	6
総計	209

パソコン

内訳	ケース数
あり	61
無し	147
N.A.	1
総計	209

図 2-7 築年数

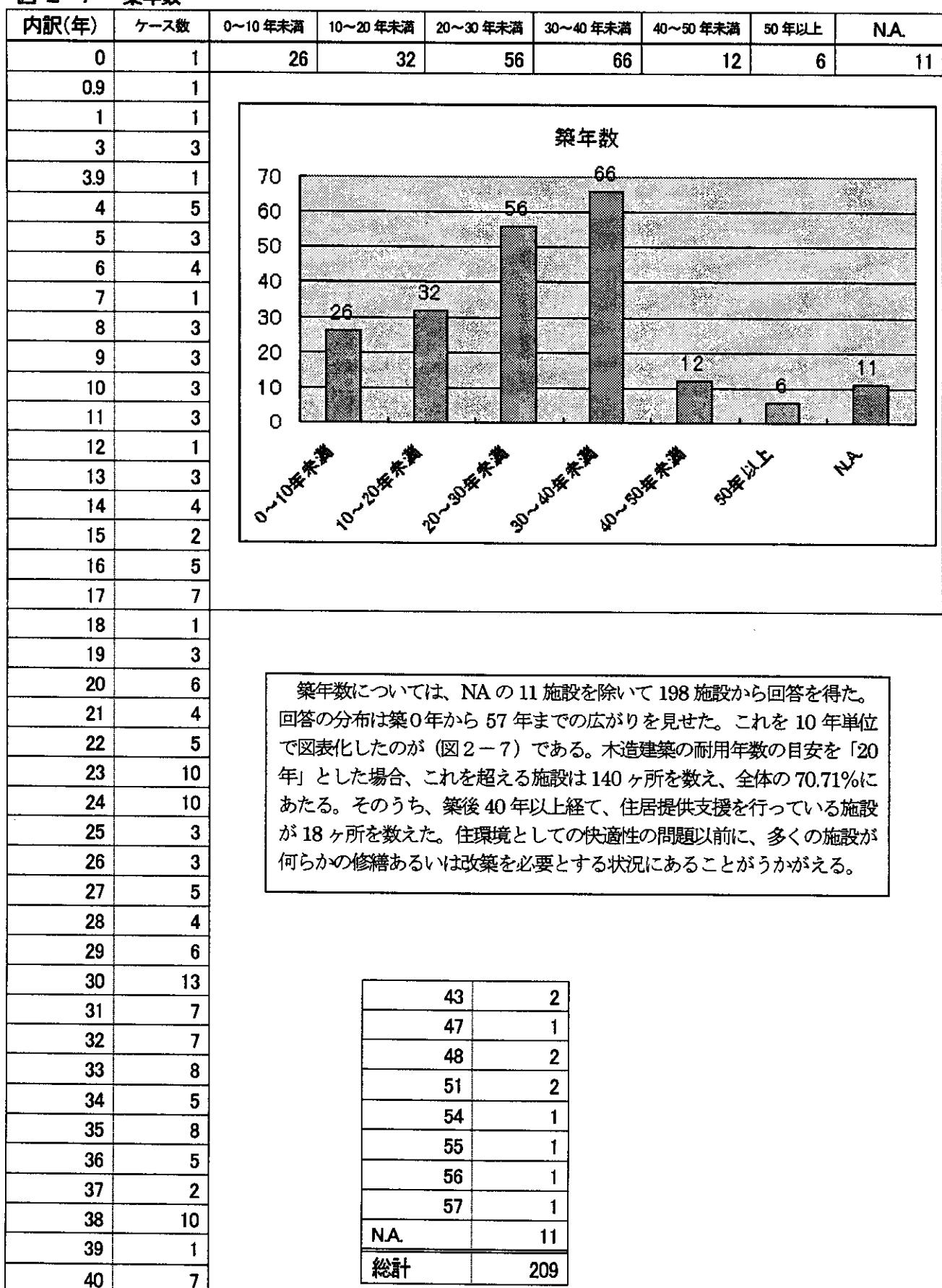
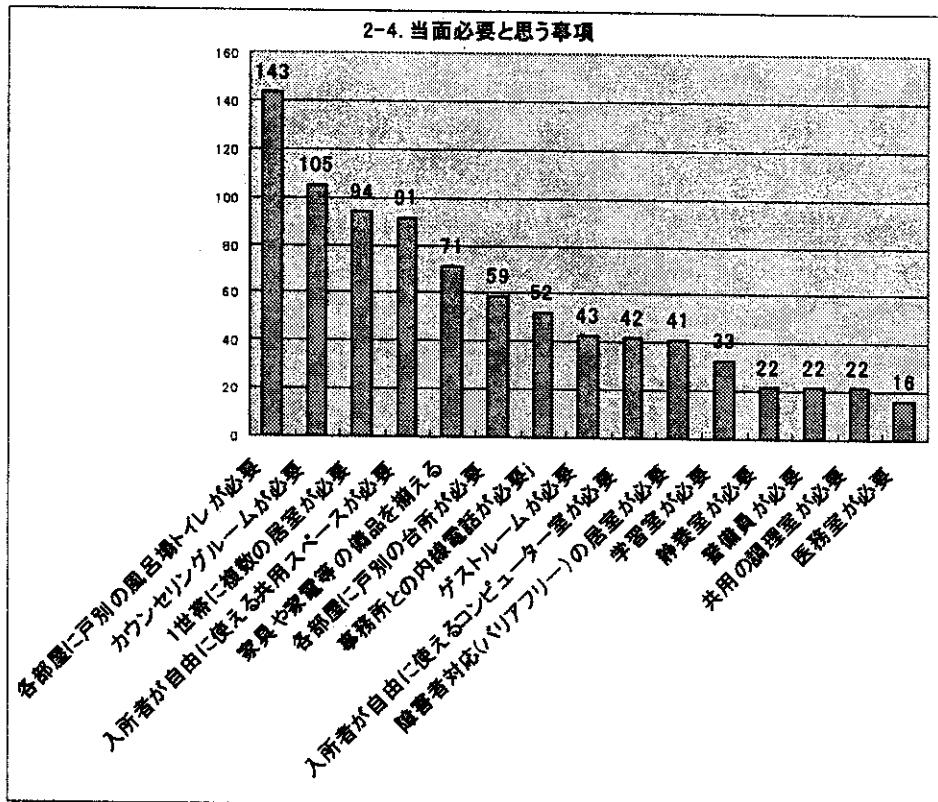


図 2-8 住居提供支援として当面必要と思うこと

住居提供に伴い、職員として当面必要と思える支援について、15+1（その他：自由記述）の選択肢なかから重要度が高いと思われるものを「5つ」選択するよう尋ねた。総回答数 1045 のうち、重要度が高いとされたものは「各部屋に戸別の風呂場・トイレが必要」「カウンセリングルームが必要」「1世帯に複数の居室が必要」「入所者が自由に使える共用スペースが必要」「家具や家電等の備品を備える」「各部屋に戸別の台所が必要」の順番であげられた（図 2-8）。いずれも最低限のプライバシーが十分守られるような住居環境としての快適性の確保につながる要請ばかりといえよう。



2-2 施設内子育て支援（保育）の実態

図 2-9 施設内保育

施設内子育て支援（保育）の実態を把握するため、「施設内保育」「補完保育」「学童保育」について、平成14年01月01日から平成14年12月31日までの実施状況について尋ねた。結果は以下の通りであった（図2-9）。

施設内保育は、209施設のうち66ヶ所（32%）で実施していた。

補完保育の実施状況について、これを「補助保育」「休日保育」「病児保育」「夜間保育」に細分して尋ねた。補助保育は、209施設のうち127ヶ所（61%）で実施していた。休日保育は、209施設のうち66ヶ所（32%）で実施していた。病児保育は、209施設のうち123ヶ所（58%）で実施していた。夜間保育は、209施設のうち60ヶ所（29%）で実施していた。

学童保育は、209施設のうち91ヶ所（44%）が実施していた。

内訳	ケース数
有り	66
無し	99
NA	44
総計	209

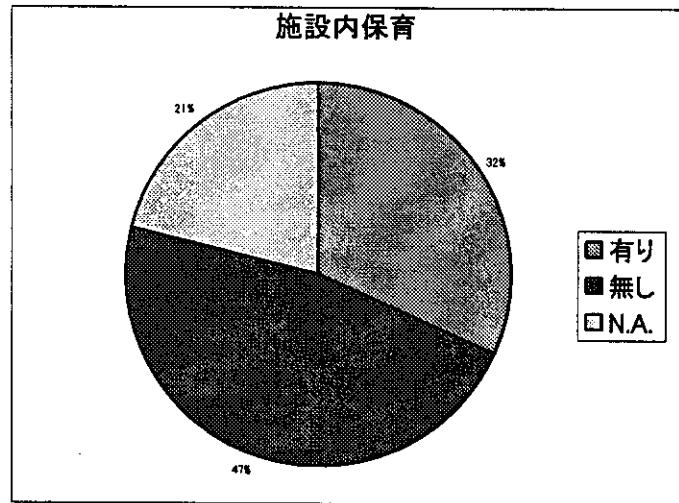
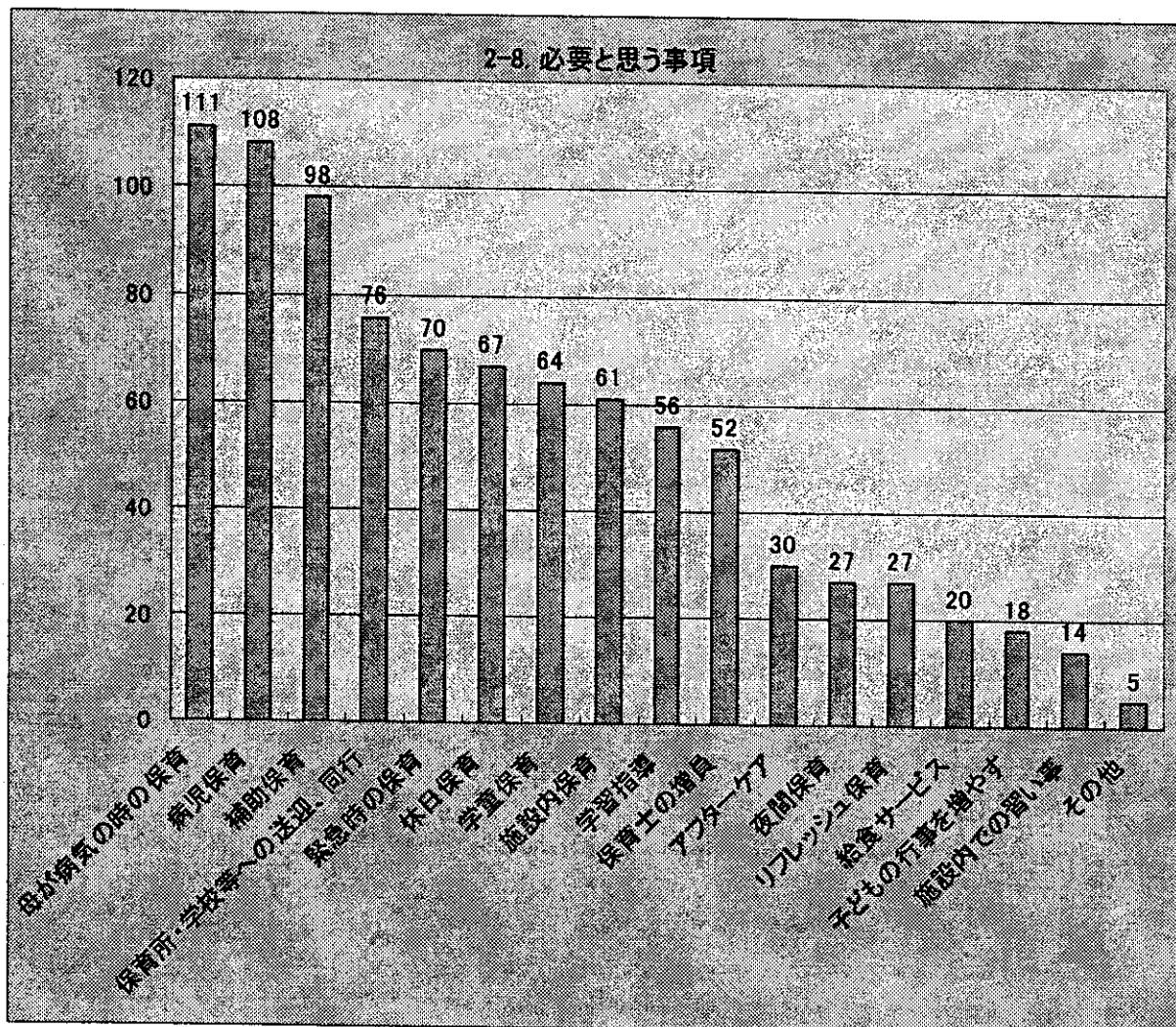


図 2-10 保育に伴う支援として当面必要と思うこと

施設内保育に伴い、職員として当面必要と思える支援について、重要度が高いと思われるものを「5つ」選択するように尋ねた。総回答数1045のうち、重要度が高いとされたものは「母が病気の時の保育」「病児保育」「補助保育」「保育所・学校等への送迎、同行」「緊急時の保育」「休日保育」の順番であげられた（図2-10）。ここでは、母親の就労との関連で出てくる要請が多く見られる。例えば、子どもの病気に代表される予測外の出来事に対して、火急速やかに支援を受けられることで、就労に支障をきたさない状況を作り出す要請が多いことがわかる。



2-3 母子保護実施の期限

表2-10 母子保護実施の期限の有無

内訳	ケース数
あり	57
無し	150
N.A.	2
総計	209

母子保護に伴う「実施期間の定め」の有無について、平成14年12月31日現在の現況を尋ねた。この質問事項は、社会福祉制度の今日的動向をうけて、当該施設では、「保護期間の定め」を、従来からあった子どもの年齢との関連から決めてきたことに変更を加え、自立促進の視点から決定する傾向が生じてきていることを確認する意図から設定した。「保護期間の定め」があると回答したのは209施設中57ヶ所(27.27%)であった(表2-10)。

図2-11 実施期間

「保護期間の定め」に規定された実施期間は、2年が57施設中19ヶ所(33%)、2年1日以上が57施設中17ヶ所(30%)であった(図2-11)。